**第1６回大阪府障がい者施策推進協議会　差別解消部会　議事録**

日時：平成２7年１１月２日（月） 午後２時から午後５時まで

場所：国民会館住友生命ビル １２階大ホール

出席委員

嵐谷　安雄 （一財）大阪府身体障害者福祉協会会長

稲森　公嘉 京都大学大学院法学研究科教授

江口　啓子 （社福）大阪障害者自立支援協会相談室長

大竹　浩司 （公社）大阪聴力障害者協会会長

小田　昇 関西鉄道協会専務理事

倉町　公之 （公社）大阪府精神障害者家族会連合会会長

坂本　ヒロ子　（社福）大阪手をつなぐ育成会理事長

柴原　浩嗣　　（一財）大阪府人権協会業務執行理事兼事務局長

◎関川　芳孝 大阪府立大学大学院人間社会学研究科教授

髙橋　あい子 （一財）大阪府視覚障害者福祉協会会長

坪田　真起子 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会大阪後見支援センター所長

中島　義晴 パナソニック交野株式会社代表取締役社長

久澤　貢 （社福）大阪府社会福祉協議会セルプ部会副部会長

福島　豪 関西大学法学部准教授

吉川　和夫 大阪私立学校人権教育研究会 障がい者問題研究委員会代表委員

　◎　部会長

オブザーバー

桑田　直記　大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課課長代理

石井　力　　大阪市教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当総括指導主事

○事務局

それでは定刻になりましたので、ただ今から「第１６回大阪府障がい者施策推進協議会差別解消部会」を開催させていただきます。

なお、到着が遅れるとの連絡をいただいております委員もございます。

委員の皆さま方におかれましては、ご多忙のところご出席いただき誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を努めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それではまず、開催にあたりまして障がい福祉室長より、一言ごあいさつを申し上げます。

○室長

はい。今日は久しぶりに午前中、まとまった雨が降りまして、少し寒くなってまいりました。このような中、またお忙しい中、委員の皆さま方におかれましては当会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。まず、部会の開催にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、今日は先の部会からの経緯も含めまして少し振り返ってみますと、当部会におきましては、（平成２７年）６月から８月まで体制整備の具体的方策や条例の必要性等について検討を行っていただき、５回にわたる議論をこれまでの議論の整理として８月１７日に第１５回の部会において取りまとめをいただきました。

そしてその部会の議論の整理は、９月１４日に開催されました大阪府障がい者施策推進協議会で部会長からご報告をしていただきました。

推進協議会におきましても、活発な議論が行われ、多くの委員の皆さまから部会の検討結果に対しまして賛成のご意見を頂戴いたしました。それを受けまして、福祉部長からは「行政として法の施行に向け、体制整備のための条例の制定施行を目指したい」と、このような決意表明をさせていただいたところでございます。

このような部会におけます検討結果等を踏まえまして、条例の必要性について知事のご判断を仰ぎ、９月議会におきましては、差別解消の実効性のある取組みについて会派からの質問を受けまして、知事からは「啓発活動と相談等の仕組みづくりを車の両輪として差別解消に取組む」と。具体的には大阪府ガイドラインによる普及・啓発を進めるとともに、法施行と同時に条例による体制整備を図ると。そのために２月定例会に、条例（案）を提出する旨の答弁がございました。

このような状況のもと、本日の部会におきましては、これまでの部会における検討結果を踏まえた条例（案）を議題とさせていただいております。

このあとで、スケジュールについてもご説明をさせていただきますが、大阪府としては来年４月の法施行と同時に条例による相談等の体制をスタートさせるべく、本日の部会やパブリックコメント等で、できる限り幅広いご意見をお聞きしながら取組みを進めていきたいと考えております。

委員の皆さま方におかれましては、忌憚のないご意見をいただけることをお願い申し上げまして冒頭のごあいさつとさせていただきます。

本日はどうかよろしくお願いを申し上げます。

○事務局

はい。それでは、現在の委員でございますが、資料としてお配りをしております名簿のとおり１９名でございます。今回、部会委員の交代がございましたのでご紹介させていただきます。

一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会会長の委員です。

○委員

皆さま、こんにちは。初めまして。一般財団法人視覚障害者福祉協会からまいりました。何とぞ、初めてでございますのでこれからよろしくお願いします。

○事務局

ありがとうございました。本日はその委員１９名のうち、現在１４名のご出席をいただいております。「大阪府障がい者施策推進協議会差別解消部会」運営要領第４条第２項の規定により、会議が有効に成立しておりますことを報告させていただきます。

また、本日もオブザーバーといたしまして、大阪市並びに大阪市教育委員会からそれぞれご出席をいただいております。

続きまして事務局ですが、障がい福祉室をはじめ、関係課が出席をしておりますのでよろしくお願いいたします。

次にお配りしている資料の確認をさせていただきます。

「次第」

「配席表」、こちらが、申し訳ございません。委員が漏れております。訂正をさせていただきます。

「委員名簿」

本日の資料でございますが、

資料１「障がい者差別の解消の推進に関する条例制定の対応方針について」

資料２「障害者差別解消法施行に向けたスケジュール」

資料３「大阪府における障がい者差別の解消に関する条例の検討について」

またこちらの別紙としまして

「条例による相談、紛争の防止・解決の体制整備のイメージ図」

そのあとに本日、委員２人の方から提出資料をいただいております。

最後に参考資料でございますが、

参考資料１「大阪府における障がいを理由とする差別の解消に向けた実効性のある取組みについて（これまでの議論の整理）」。前回の部会を経て施策推進協議会に報告させていただいたものでございます。

参考資料２、現在国において策定が進められておりますが、内閣府「障害者差別解消支援地域協議会設置の手引き（案）」でございます。

資料のほうは、過不足等ございませんでしょうか。

また、お手元に前回までの部会資料を閉じた参考資料ファイルを置いております。議論の際に適宜、参照ください。

次に、大阪府におきましては、会議の公開に関する指針を定めており、本指針に基づき本会議も原則として公開としております。

また、配布資料とともに委員の皆さまの発言内容をそのまま議事録として大阪府のホームページで公開をする予定にしております。ただし、委員名は記載いたしません。

あらかじめご了解いただきますよう、お願いします。

次にこの会議には、手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員や点字資料を使用されている視覚障がい者の委員などがおられます。障がい者への情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際はその都度、お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳もできるようにゆっくりとかつはっきりとご発言をお願いいたします。

また、点字資料は墨字資料とページが異なります。本日の資料を引用したり言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げるなどご配慮をお願いいたします。

それでは、以後の議事進行につきましては、部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。

○部会長

はい、皆さまこんにちは。

○一同

こんにちは。

○部会長

お忙しいところご参集いただきましてありがとうございます。

それでは「第１６回大阪府障がい者施策推進協議会差別解消部会」を始めたいと思います。議事に基づいて進めさせていただきますが、冒頭に室長のごあいさつにもありましたように、９月１４日の施策推進協議会において資料説明の上、最終的に福祉部長が「大阪府として条例制定を目指したい」というご発言があり、それが承認され、その後、９月の府議会においても差別解消の条例について審議に及び、知事ご自身から「来年４月の法施行とともに条例をスタートさせたい」ということが説明された次第でございます。

私どもの部会の意見を踏まえて府内で検討され、そして知事の判断により議会で説明があったと。

これを踏まえて私たちは本日、条例についての検討をさせていただこうと考えている次第でございます。

従いまして本日の議題は、次第にもありますように１つ。「大阪府における障がい者差別解消の推進に関する条例」についてお諮りしたいと思っております。

途中で３時半前後に１０分間の休憩をはさみ、５時の終了を予定しておりますので、皆さまにおかれましては議事の進行にご協力よろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、本日の資料のうち、資料１及び資料２。「条例制定の対応方針」と「法施行に向けたスケジュール」について事務局より説明をいただこうと思います。よろしくお願いします。

○事務局

私から資料１「障がい者差別の解消の推進に関する条例制定の対応方針について」と資料２「障害者差別解消法施行に向けたスケジュール」についてご説明させていただきます。

まず、資料１になります。資料１の冒頭に書いてあります四角の中。これは、先ほど室長のごあいさつの中にもありました知事の答弁をまとめたものでございます。

「大阪府障がい者差別解消ガイドラインによる啓発」と「条例による相談、紛争の防止・解決の体制」を「車の両輪」として差別解消に取組む、という方針でございます。

その条例の部分につきましてはその下ですが、①まず平成２８年４月の法施行と併せて、相談等体制整備（仕組みづくり）のための条例を制定・施行する。②といたしまして、その後、法施行後の状況等を踏まえて、より充実した内容に向けて、条例の見直しを検討する、という段取りを考えています。

こちらは、今年８月にこの部会で取りまとめていただきました、これまでの議論の整理後の条例の必要性についてのまとめの部分に沿った形の方針となっております。

その下。点字資料では２ページ目に入りますが、その２段階の条例の考え方についてまとめたものでございます。

まず、平成２８年４月に障害者差別解消法が施行されます。この法施行と併せて大阪府独自の仕組みづくりを行います。その主な内容としましては、計５点、今のところ考えております。

まず１点目は、「大阪府における相談、紛争の防止・解決の体制」。この中で広域支援相談員や合議体ということで、これまでの議論の整理の中でご検討いただいた事項について規定するという形になっております。２点目が「相談、紛争防止解決の体制に関する市町村との連携」。３点目といたしまして「事業者に対する勧告・公表」。４点目といたしまして「行政・府民の協働による啓発の取組み」。５点目といたしまして「施行後の状況を踏まえた見直しの検討」ということを、主な条例の内容として考えております。

この５項目の詳細につきましては、後ほど資料３で説明をさせていただきたいと思います。

続きましてその下ですが、点字資料では３ページ目に入ります。

法・条例施行３年後を目途とした法の施行後の状況等を踏まえた条例の見直しの検討についてでございます。主な踏まえるべき状況といたしましては、差別に関する相談事案、これが府内で集積されるということになりますので、それについてさらに国の動き、障害者差別解消法でも３年後の見直し・検討規定がございますので、それに関する議論というものを踏まえる必要があると考えております。

具体的には、法施行のされます平成２８年度は、少なくとも１年程度は事例の集積が必要ではないかと考えております。その平成２８年度の事例の集積を踏まえて、平成２９年度に入りましてその事例の分析、それに対する対応の評価、さらにはその課題の抽出等を平成２９年度に入ってから検討をすると。

そしてそれをしているうちに平成３０年度になりますが、その平成３０年度に入ると法の見直しの議論が始まると思いますので、その法の見直しの動きを見ながらさらに検討を進めるということで、３年度間の検討を踏まえて、法・条例施行後３年後を目途に条例の見直しを検討するというスケジュールを想定しております。こちらが資料１のご説明になります。

続きまして、資料２のスケジュールについてご説明させていただければと思います。

まず、本日１１月２日、第１６回差別解消部会で条例案についての検討を行っていただきます。点字資料２ページに入りますが、この部会終了後、これは昨年度も行いましたが、事業者団体・障がい者団体への意見照会、計７０団体に及ぶ団体への意見照会を行いたいと考えております。

平成２７年１２月以降につきましては、条例の骨子（案）についてのパブリックコメントを実施させていただきたいと考えております。この１２月中に第１７回、次回の差別解消部会、これを開催させていただきまして、大阪府職員対応要領についての報告と意見を伺うということと、その時点における条例（案）の進捗状況について報告したいと考えております。

年明けになりまして、平成２７年の２月議会へ条例（案）の上程をさせていただくと。その後３月には第１８回差別解消部会を開催させていただきまして、施行に向けた準備状況について報告し、意見をいただくとともにこの部会終了後に大阪府障がい者施策推進協議会に報告をさせていただきたいと考えております。

こちらが、年度末までの現在想定しているスケジュールとなっております。

以上でございます。

○部会長

はい。ありがとうございます。

条例制定の対応方針についても、基本、部会の議論の整備に沿ったものになっているかと思います。

ただ今の事務局の説明に関し、ご意見ございましたらよろしくお願いいたします。

はい、委員、お願いいたします。

○委員

意見というほどでもないのですが、少し些末なことになるかもわからないのですが、この条例の正式な名称を、今、これを見ましたら「大阪府における障がい者差別の解消の推進に関する条例」ということでよろしいのですよね。

前に、未定稿の原稿を送っていただきまして、そのときに仮称なのですが、「大阪府障害者差別解消推進条例」となっているのですが、特にその「障害」の「害」が漢字になっていたので、これがどうなのかという。差別解消法自体、国のほうは漢字になっていますし、一方ガイドライン、大阪府のほうは平仮名の「がい」となっているのですが、これをどのように考えておられるのかと思って。そして今、見ましたらこの「大阪府における障がい者差別」のと、こちらのほうは平仮名になっています。

だからここらあたりのところが、だいたい考えておられることは類推できるのですが、少しそのあたりを説明していただければと思いますのでよろしくお願いします。

○部会長

はい、いかがでしょうか。

○事務局

はい、事務局でございます。「がい」の字ということでご説明させていただきます。これまで「障がい者差別解消ガイドライン」では、確かに平仮名で「がい」の字のほうは表記させていただいております。ただ、大阪府におきましても法令などの例規文書、これにつきましては「障害」につきましても「害」の字は漢字で表記するというのが法規文書の取扱いとなっております。これが現在におけます大阪府における取り扱いでございます。

○部会長

はい。この条例上は「害」の字は漢字ということですね。

○事務局

はい。

○委員

名称は。

○部会長

はい。名称はこのままズバリなのですか。もう少し工夫などする余地はないのでしょうか。

○事務局

本日説明をさせていただく資料の中では、先ほど委員からもご指摘がありましたように、「大阪府における障がい者差別の解消の推進に関する条例」という文言を使っております。これは固有名詞という意味で使っているわけではなく、まさに障がい者差別の解消の推進に関する条例ですよという、その中身をお示ししたものです。そのような意味で、条例の正式な名称はどのような名称になるかということにつきましては、今後庁内で法規担当部局とも相談しながら決めていきたいと考えております。

○部会長

はい、ありがとうございます。そのほかご意見ございませんでしょうか。

○委員

はい。

○部会長

はい、委員、お願いします。

○委員

資料の１ですね。資料１を見ますと、下のほうの四角囲みの中で、①法施行と併せて府独自の仕組みづくり、それから②法施行後の状況等を踏まえて条例の見直しを検討。この間に法・条例施行３年後を目途にと書いてあるのですが、私たちはこの３年後というものがとても時間のかかる話だと思うのですね。

これについては今から少し意見をいろいろといただきたいと思うのですが、①の下のほうに書いてある「施行後の状況を踏まえた見直しの検討」などが、これがどのようなことを含んでいるのかと思うのですが。

私が言いたいのは、これまで頻繁に議論がありましたように、相談体制等の整備だけのいわば条例から、今度は、総合的に内容を含んだものに変えていくと。それがこの「３年後を目途」ということになると、あまりにもスタートの条例が何というか、体制整備のようなことだけになるし、もう少し各論を含んだ、いろいろな事柄、総則の問題など、そのようなものを含んだいわばフルスペックといいますか、そのような条例を早く作っていくということはどうなのだろうと思うのですよ。そのあたりで１つ意見を言わせていただきました。以上です。

○部会長

はい。ありがとうございます。いかがでしょう。事務局からお答えいただあければと思います。

○事務局

はい。資料１の四角囲みの下のほうの「法・条例施行３年後を目途に」というところの趣旨というご質問かと思いますが、先ほどこの資料１のその部分をご説明させていただいたときに、若干ご説明をいたしましたが、まず平成２８年度にこの障害者差別解消法が施行されると。それと同時に大阪府における相談体制も整備させていただく。そこの２８年度間、少なくとも１年程度は、やはり府内の相談事例の集積が必要であろうと。そして、１年間経って２９年度にその事例の分析、それに対する対応がどのようであったのかという評価、さらにそこから見える今後の課題の抽出というような検討を進める必要があるだろうと。

そうこうしているうちに、平成３０年度くらいでしょうか。障害者差別解消法の見直しの議論も始まるであろうと。当然、法の内容を超える上乗せ・横出しの条例の検討ですから、法律の見直しの動向を踏まえた検討が必要になろうかと思います。

そうしますと、やはり条例施行後３年後を一つの区切りとして、期限として、検討を進めていくのではないかと考えているところでございます。

○部会長

はい。ありがとうございます。はい、委員。

○委員

はい、説明ありがとうございました。

私たちが考えていますのは、どういいますかね。今までいろいろな差別事例が、ご覧になった各論のような商品サービスだとか、いろいろなことを議論してまいりましたが、そのようなことを含めた条例というものが各地でできているわけです。だから、施行後のいろいろな不都合を踏まえてということは、それはそれで必要かもしれませんが、ある程度、今まで議論した事柄を積み上げた新しい条例（案）の骨格といいますか、そのようなものを早く出していくのが重要ではなかろうかと思います。

そのような意味では、障がい者団体の中で１年ほど前からプロジェクトを立ち上げまして、それから委員などにも入っていただき、条例（案）の骨子のようなものが概ねできたのですよ。今まで私がいろいろと発言していたのは、そのようなものができたことを踏まえていけば、そんなに時間をかけなくてもほぼフルスペックの条例（案）ができるのではないかと。これは、検討の中で各種の条例をいろいろと参考にしながら見ておりますので、各種の条例と似たようなものとして、なおかつ各論も含んでのたたき台ですが、そのようなものがある程度できているつもりなのです。

そのようなものがあれば、３年を待たずにできるのではなかろうかと。当然、われわれのこの作った部分をそのままやってくれという意味ではなくて、ある程度の議論を踏まえてそのような骨子ができているからこれを使うなり、たたき台にして議論していただければ、もう少し時間をかけずに条例（案）ができるのではなかろうかと。

各地でもやはり、普通１年か２年くらいでだいたい条例を作っているようですから、そのようなことについてご提案させていただきます。以上です。

○部会長

はい。ありがとうございます。そのほか。はい、どうぞ。委員、お願いします。

○委員

スケジュールに関して重複するだろうかと思いますし、たとえば議論の中でも出てくるかと思うのですが、この「部会終了後の事業者団体等・障がい者当事者団体等の意見照会」についてですが、これはかなりウエイトがあるのではないかと思います。委員の意見の中の最後にも、「当事者の意見をもっと丁寧に聞くべきだ」という意見も出されているのを見ると、この中でどこまで、そのような当事者の、個々の方々も含めた意見を集約するのかと、あるいはそのようなものをどのように反映するのかというところに、もう少しスケジュール的に整理をして提案をしていただけるとありがたいと思います。以上です。

○部会長

はい。ありがとうございます。

意見照会の件について、もう少し詳しくスケジュールなどご紹介いただけますでしょうか。

○事務局

はい、それではもう少し詳しく説明をさせていただきます。事務局でございます。

今回、部会終了後に予定しております「事業者団体等、障がい当事者団体等への意見照会」でございますが、こちら先ほどの説明にもございましたように、昨年度も今回行おうとしている計７３団体には、障がい者差別解消に向けた取組みについて、昨年度部会でまとめていただきました提言を踏まえて、意見照会を行わせていただいているところです。

それを受けまして、昨年度はまず平成２７年３月に障がい者差別解消ガイドライン、何が差別に当たるのかを先にまとめさせていただきました。昨年度行いました意見照会も踏まえて、今回、第１１回から第１５回、相談体制などの具体的方策検討をいただきましたが、その中の資料としましても、昨年度（平成２６年度）に行いました意見照会の結果は入れさせていただいております。それらを踏まえて、今回部会の検討結果を行っていただいたと。

今回の意見照会につきましては、それらを踏まえた部会の検討結果を踏まえて、また本日の部会の検討結果も踏まえた条例の概要についての意見照会を、改めて確認のために行いたいというところで、団体向けに行うのが、この部会終了後の意見照会のところになります。

そのあと、当然幅広く府民の方に意見の照会をする必要があると認識しておりますので、そのあと１２月以降、個々の条例骨子（案）について幅広く府民の皆さまに約１カ月の期間をかけて、パブリックコメントを実施したいと考えているところでございます。以上です。

○部会長

はい。ありがとうございます。よろしいでしょうか。

はい、そのほかご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員

はい。

○部会長

はい、どうぞ。委員、お願いします。

○委員

失礼します。

前回のまとめの議論でもあったと思うのですが、この「条例施行３年後を目途に条例の見直しを検討する」というところなのですが、見直しスケジュールが先にあるということではなくて、やはりこの４月からの法施行と併せて制定する条例の内容、これによってもっと早く改定しなくてはならないことが出てくるかどうかということがあると思いますので、この見直しのスケジュールだけを議論するのではなく、条例の内容を、どこまで充実したものを入れていけるのかということを議論しながら、この見直しのところも議論してはどうかと考えます。以上です。

○部会長

はい。ありがとうございます。そのほかご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、条例の概要案について事務局から説明をいただこうと思います。よろしくお願いします。

○事務局

それでは、条例の概要につきまして資料３及び資料３の別紙に基づきましてご説明させていただきます。

まず資料３になります。「大阪府における障がい者差別の解消の推進に関する条例の検討について」という資料でございます。

Ａ３のまず一番上のところに、障害者差別解消法の概要について記載させていただいております。点字資料になりますと、２ページ目に入りますが、そこの「差別を解消するための支援措置」といたしまして、法律では第１４条で「相談、紛争の防止解決の体制整備」、第１５条で「普及・啓発活動の実施」というものが規定されております。

まず、第１４条では、地方公共団体、これは都道府県・市町村に当たりますが、これらは相談等の必要な体制の整備を図るものとする旨の規定が置かれております。

続きまして１５条には、やはり「地方公共団体は、差別解消について国民の理解と関心を深めるため必要な啓発活動を行うものとする」という旨の規定が定められております。

これに基づきまして今回の条例につきましては、右側の四角ですが、点字資料では５ページ目になります。まず条例の、その前にすみません。失礼しました。

まずこの条例の内容につきましては、これまで部会で１５回にわたり議論いただきまして、提言やこれまでの議論の整理としてとりまとめていただいた内容を規定に落とし込んだものでございます。

また、その条例の目的・概要は、現段階で福祉部として考えている、検討している案でございます。今後、法規審査担当部局等との庁内の協議・調整を行う必要がございますので、その過程で変更があり得るという旨はご了解いただければと考えております。

それでは、条例の目的に入らせていただきますが、まず、先ほどご紹介いたしました法１４条に基づく事業者における相談、紛争の防止または解決の体制整備並びに法第１５条に基づく啓発活動の実施に関し、基本理念を定めるものでございます。それとともに体制整備及び啓発活動の実施に関して府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、必要な具体的な事項を定めていくということをこの条例の目的としております。

これによって障がいを理由とする差別の解消を推進し、それが、ひいてはすべての府民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、ともに生きる大阪の社会の実現に寄与するものと考えております。

なお、行政機関等における障がいを理由とする差別の禁止にかかる相談事案。実際に大阪府職員の問題ということにつきましては、服務規律の一環として大阪府職員対応要領、これは今の時点では仮称でございますが、これを定めるということを考えております。

続きまして、条例の概要に移ります。点字資料では６ページから７ページにかけてになります。

まず１「相談・紛争の防止解決体制整備」ということで、１点目といたしましては「広域支援相談員」の設置。これは、これまでの議論の整理の中では、「広域専門相談員」という名前で議論いただいていたところでございます。市町村をはじめ、身近な地域で相談に対応する機関、相談機関等における相談事案の解決を支援すると。また、相談機関等では解決が困難な広域的なものですとか、専門的な相談事案を取り扱うためにこの大阪府に広域支援相談員を設置いたします。

続きまして２点目ですが、大阪府障害者差別解消協議会。こちらにつきましては、これまでの議論の整理の中では「合議体」という名称で議論いただきました。知事の附属機関として「大阪府障害者差別解消協議会」を設置いたします。事業者における不当な差別的取扱いにかかる事案について、あっせんをまず行う。また、これまでの議論の整理の中でご指摘いただきました、広域支援相談員へのアドバイザー的な機能についても担っていただく。

さらには、障害者差別解消法第１７条におきましては、地域に障害者差別解消支援地域協議会というものを設置して相談機関のネットワーク、連携作り等の機能を担うということが規定されております。この「大阪府障害者差別解消協議会」には、法律でいうところの障害者差別解消支援地域協議会の役割も機能も担っていただきたいと考えております。

続きまして２「勧告・公表」のところですが、行政措置による実効性の確保といたしまして、知事による事業者に対する勧告、さらには事実の公表の規定を置くというものでございます。

点字資料８ページ目に入ります。

３「啓発活動」になりますが、体制整備にあたって障がい理解を深めるための啓発活動を併せて取組むことを、基本的理念で規定するとともに、大阪府障がい者差別解消ガイドライン等による啓発活動を行うことを、大阪府の責務として規定したいと考えております。

４「市町村」というところでございますが、基本的にこれは大阪府の条例でございますので、市町村については細かいところまでもちろん規定するということにはなりません。市町村との適切な役割分担のもとで体制整備を実施することを、まず大阪府の責務として規定するとともに、市町村への要請及び支援といたしまして、市町村に体制整備の実施を求めること、並びに市町村との連携及び必要な支援を行うことを規定したいと考えております。

さらに５「見直しの検討」ということで、施行後３年を目途といたしまして、今後の状況等を踏まえ、必要あると認めるときに所要の見直しを行うという規定を置きたいと考えております。

続きまして、資料３の別紙をご覧いただければと思います。こちら、Ａ３の資料の左下の四角をご覧いただければと思うのですが、点字資料のほうでは２ページ目に入っております。

まず、これまでの議論の整理を踏まえまして、大阪府と市町村の役割のもと、大阪府は条例で体制を整備すると。その要素といたしましては、基本的には「身近な地域で解決を図る」、「市町村は地域の実情に応じ、体制の整備を行う」、「大阪府は困難事案について地域での解決を支援する」。さらに「大阪府は、合議体を設置してあっせんを行う」、「知事による事業者への勧告・公表を行う」という、これまでの議論の整理の内容を踏まえまして、体制について図式化したものがこの資料３の別紙になります。

まず、上のほうに「相談者」というところがございます。点字資料では２ページの終わりから３ページのほうに移っております。

まず、「相談者」。事案の当事者につきましては「障がい者等」ということで障がい者側、障がい者家族・支援者からの相談を受けると。さらにはその右側にございますが、事業者からの相談も受けるということを記載しております。ただし、後ほどご説明をいたします「あっせんの申し立て」につきましては、障がい者等、障がい者側からのみで、不当な差別的取扱いの事案に限るという形にしております。

その下ですが、点字資料では３ページ目に入っております。第１段階といたしまして、「身近な地域での相談」で事案を解決するというところで、相談者からの相談に対応し、助言、調整を行うというところで、１が「相談」で２が「助言、調整」という矢印を書いております。そのために地域の実情に応じて市町村で体制を整備していただく。身近な地域の相談窓口である市町村がその右側になりますが、人権相談等のその他の既存の相談窓口や機関、事業や各種業界団体等の相談窓口機関と連携して、相談事案に対応していただくということを記載しております。

続きまして第２段階。こちらからは大阪府の役割になりますが、第１段階、身近な地域での相談で解決が困難な場合にその解決を支援し、また、より専門的・広域的な事案に対応するという仕組みでございます。

点字資料で４ページ目に入ります。

具体的には、大阪府に専門性を有する人材として広域支援相談員を配置する。そしてその上の矢印がありますが、市町村からの支援要請に基づいて助言、支援等を行うという形にしております。

より専門的な、広域的な事案につきましては、広域支援相談員が事案の当事者に対し、意見聴取、調査、調整を行うということで、右のほうの矢印、（２）の２の意見聴取、調査、調整というのは、この大阪府の広域支援相談員が直接相談されている当事者の間に入って、さまざまな調査、調整を行うということを図式化したものでございます。

もちろん、相談者のほうから市町村を経ずに、直接大阪府の広域支援相談員に相談が寄せられる場合も想定しております。その事案の内容によっては、たとえば、生活上の支援が必要な場合等におきましては、この広域支援相談員が市町村と連携をしながら事案の解決にあたっていくということも想定しております。

大阪府の第２段階での対応につきましては、庁内の関係部局や広域的な各種業界団体等の相談窓口、機関、事業と連携をしながら、事案の解決にあたっていきたいと考えております。

点字資料の、４ページ目から５ページ目になります。

第３段階の対応ということで、第２段階の広域支援相談員による調整でもなお解決しない場合、不当な差別的取扱いにつきましては、この大阪府障害者差別解消協議会であっせん案の提示を行うということを想定しております。

具体的には、知事の附属機関として「大阪府障害者差別解消協議会」を設置いたしまして、これには、学識経験者、障がい者、事業者等の委員にご参画いただく。相談者から知事へのあっせんの申し立てを行いまして、それに応じて協議会は調査、あっせん案の提示を行うということを想定しております。

また、第２段階で広域支援相談員が事案に対応する際に、これは知事の求めに応じまして、協議会は広域支援相談員に対し助言を行うという、そのようなアドバイザー的な機能も担っていただくことを想定しております。

その右側になりますが、このあっせんが行われた場合に次はどのようになっていくかというところで、実効性の確保のための措置ということで、まず１つ目が「知事による勧告」、その事業者側が正当な理由なくあっせん案の受諾を拒絶した場合等におきましては、知事が勧告をすると。

さらにその勧告にも正当な理由なく従わない場合には「知事による事実の公表」という規定を検討しているところでございます。以上、資料３と資料３の別紙についてのご説明でございます。

○部会長

はい。ありがとうございました。

○事務局

それでは、事務局説明に続きまして、本日出されております委員提出資料のうち、本日ご欠席の委員の意見書につきましては、事務局から読み上げをさせていただきたいと思います。

○事務局

「第１６回差別解消部会意見書」。２０１５年１１月２日。

本日は、参加がかないませんので、本書にて条例の検討にあたり次のとおり意見を申し上げます。

１．はじめに

大阪府においては、障害者差別解消法の課題としてまとめていただいているように、理解不足等により障がいのある人が生活の中で嫌な思いをしたり、差別を受けていると感じているという現状があります。そして、同法には何が差別に当たるかの具体的な定義規定がなく、相談、紛争の防止・解決のための体制整備についての具体的な定めもありません。そのため、法律自ら各地域の実情に合わせた条例の活用を求めています。

点字資料２ページ目に入っております。

大阪府障がい者差別解消ガイドラインによる啓発活動と、条例による相談、紛争の防止・解決の体制を車の両輪として差別解消に取組むとの大阪府の取組み方針については、大阪府障がい者施策推進協議会差別解消部会での検討を踏まえていただいたものと評価いたします。

ただ、今回、平成２８年４月１日に施行する条例については、以下の点を十分に検討するべきと考えます。

２．条例の目的について

条例の目的について、法第１４条の相談、紛争の防止・解決の体制整備と、法１５条の普及・啓発活動の実施に関する事項等を定めることのみと手段を限定することなく、すべての府民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、ともに生きる大阪の社会の実現とすべきです。

点字資料３ページ目に入っております。

大阪府は従前よりすべての府民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、ともに生きる大阪の社会の実現を目指して、広く府民から事例を収集し、本年３月、ガイドラインを策定いたしました。

府ガイドラインが障害者差別解消法に基づく国の対応指針よりも早く、全国に先駆けて策定・公表されたことは大変意義のあることです。大阪府の条例の制定にあたっては、その意義を踏まえる必要があります。

府ガイドラインは、単に障害者差別解消法１５条に基づくものとして策定されたものではありません。ガイドラインと相談、紛争の防止・解決の体制を車の両輪とするのであれば、本条例で法１４条や法１５条に関する事項に限定すべきではないと考えます。

点字資料４ページ目になります。

３．合理的配慮の提供義務

府ガイドラインは、何が差別にあたるかについて府民共通の物差しとなるよう、不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供について具体的に記されています。府ガイドラインを活用した周知を実効あらしめるためには、事業者に対する合理的配慮について、努力義務にとどまることなく提供義務と本条例で定めるべきです。

合理的配慮という概念は新しい概念ではありますが、大阪府下では従前よりさまざまな合理的配慮の提供の好事例の実績があります。全国に先駆けてガイドラインを策定・公表できた土壌もあります。府民の理解は十分得られると考えます。

点字資料５ページ目になります。

４．調査・あっせんの範囲

調査・あっせんは不当な差別的取扱いに限定すべきではなく、合理的配慮の提供事案も含めるべきです。

不当な差別的取扱いの是正と合理的配慮の提供は表裏一体で、密接不可分なものです。いずれも建設的対話によって実現されるべきものです。

たとえば、障がいを理由に入店を拒否される事案が、調査・あっせんにかけられたとします。その場合、単に入店させるべきというあっせん案だけでは意味がありません。実際、入店を拒否する理由として、どのような合理的配慮を提供してよいかわからないためということもあります。また、ちょっとした合理的配慮の提供で入店が可能になる場合も少なくありません。逆に何の合理的配慮も提供せずに、単に形式的に入店を認めただけでは先の目的が達成されるとはいえません。

点字資料６ページ目になります。

本当に障がいがある人の困りごとを解決するためには、どのような合理的配慮があれば入店が可能かまでをあっせん案で示す必要があります。

相談自体は不当な差別的取扱いに限っているわけではありません。また、実際の場面では、障がいのある人が困っている原因が、不当な差別的取扱いなのか合理的配慮の不提供なのかは、明確に分けることは困難です。その場合、調査・あっせんに合理的配慮の提供事案を含めない理由はありません。

５．見直しの時期

見直しの時期は、法・条例施行１年後とすべきです。

現行の内容のまま条例が設定されるとすると、上記に指摘した課題が解決されないまま条例が施行されることになります。いずれも喫緊の課題ですし、点字資料７ページ目になります。見直しというより追加ですので、速やかに実施すべきです。

特に主に踏まえるべき状況として、国の法施行３年後の検討・見直しが入っています。これまでの例として、法施行３年後に必ず速やかに検討がされるとは限らず、検討が開始されても見直しの法改正がなされるまで相当の時間を要することが予測されます。その間、すべての府民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、ともに生きる大阪の社会の実現が遅れることとなります。

従って、法施行後の状況等にかかわらず、法・条例施行後１年後とすべきと考えます。

点字資料８ページ目になります。

６．当事者の意見

条例については十分に当事者の意見を聞くべきです。

条例を来年（平成２８年）の４月１日に施行するためには、時間的制約がありますが、障がいがある人に関する施策については「自分たちのことを自分たち抜きで決めないで」の大原則を反故にすべきではありません。障がいのある人の意見を聞くことなく拙速に制定することは、厳に慎むべきと考えます。

以上です。

○部会長

はい。ありがとうございます。

それでは、ただ今の事務局説明を受けて説明された条例の検討に移りたいと思います。

各委員のご意見を伺ってまいりたいと考えておりますが、委員より意見書を頂戴しておりますので、まず委員からご意見を頂戴できますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○委員

はい。お手元に配布されております私の意見について、少し読み上げさせていただきます。

１．平成２８年４月の条例制定について

障害者差別解消に関する相談・紛争解決に向けて実効性を持たせることのできる体制整備を行うことが必要です。そのためには、平成２８年４月、障害者差別解消法の施行と同時に、まず体制整備のための条例が必要と考えます。具体的にはこれまで部会で論議されてきましたが、調査の権限、調整、あっせん、勧告、公表など仕組みを整え、広域専門相談員、合議体の役割、機能を明確化することが条例として求められるものと考えます。

２．条例の見直しについて

平成２８年４月の条例の施行後ですが、府内の相談対応の状況等に応じ、条例の見直しが必要になります。また、障がい者差別をなくしたいとの思いから、事業者への合理的配慮の義務化など法の内容を超えた上乗せ・横出しの条例を望む声も、私のところへ聞こえております。

法の内容を超えた条例をするためには、部会でも論議されましたように法の見直しがどのようにされるのか、国の動きも含めて法施行後の状況等を踏まえ、当事者と十分協議を行いながら、じっくりと内容の検討をする必要があるということは言うまでもありません。

法の見直しについては施行後３年後を目途とするとされており、大阪府においては、府内の相談事例等をしっかりと収集・分析をした上で内容を検討していくためには、それ相応に時間が必要ですが、平成２８年４月に施行する条例には法施行後の状況を踏まえ、見直しを行うことを条例に盛り込むことが必要と考えております。

以上でございます。

○部会長

はい。ありがとうございます。それでは、皆さんからご意見を頂戴したいと思います。委員の発言については、法施行と同時に条例を設定すること、そして見直しの必要性についても明解なご意見を頂戴することができましたが、委員の皆さま方におかれましてはいかがでしょうか。ご意見がありましたらお願いいたします。

はい、委員、お願いいたします。

○委員

少し感想なのですが、１つは「広域支援相談員」という名称になったということで、「専門」という言葉が外れたということで、これは非常に「いいな」という感想を持っております。といいますのが、要は役割分担という、区切りということで専門というと、どうしても縦割りっぽい感じがするのですが、そうではなく、市町村と大阪府の役割分担をするということでの「広域支援相談員」という名称が、「専門」が外れたということが、それが個人的にはいい名称だと感じました。

もう１つですが、次の障害者差別解消協議会。協議会のあり方の部分なのですが、議論の中で、広域支援相談員が何らかの事案において、専門的なアドバイス等々を必要とするような非常に困った場合には、そういったバックボーン的なものがあれば良いのではないかという、そのような意見を少し出させていただいていたかと思うのですが、そういった役割も含めての、それが大阪府障害者差別解消協議会であると。本文には、その協議会のメンバーの先生方に、それぞれ何らかの分野ごとで広域支援相談員が相談できる体制というものも一つはあるという、そのあたりの必要性も踏まえた差別解消協議会であるという認識でいいのかどうかという、要望と確認の話です。

それと、この障害者差別解消協議会というものが、いったいどのくらいの間隔で開催されるというような形になるのか。事案が出たその都度なのか、定期的な開催があって、そこであれば事案を提出する、なければそれが開催されないというような、そのあたりの開催の目途のようなものをどのように想定すればいいのかということ。それと、１年かけて事例の収集というお話がありましたが、事例の収集をするためにはどのような内容の事柄を収集していくのかという、そのあたりを平成２８年の４月にスタートさせておかなければならないと考えます。

１年経って「どのような事例がありましたか」といわれても、何をどのようなポイントで収集しておかないといけないかというところが（決まっていないと）、それぞれ相談を受けた者にとっては、そのチェックというものが非常に大きな意味をなすので、収集のためのまず項目整理というとおかしいのですが、収集の目的とどのようなことを収集していくのかということを、まずは実際始まる前に、それぞれの相談機関がスタートさせていくという必要があると思います。

その収集の際にも、やはりこれはいろいろなトラブルがあったことだけではなく、非常に良かった、先ほどもありました好事例も含めての収集、そのような好事例を耳にしたときの、そのあたりの収集も必要ではないかと考えます。それは今後の啓発にとってより必要なことではないかと思います。

それと、では誰が収集するのかと。その事例の収集・分析という役割を一体どこが担うのか。そのあたりの想定が、たとえば各市ごとに担って、それこそ支援相談員みたいなところに集約されて、事務的な作業部門をどこがどのような取扱いをするのかという、そのあたりの確認、イメージを今の段階で少し教えていただけたらと。たくさん言いましたが。

○部会長

はい。ありがとうございます。広域支援相談員、専門なしとなっておりますが、イメージ図の中には大阪府に専門性を有する人材を配置するとありますから、決して専門性が落ちているわけではないということ。ただ、縦割りという問題を考えたからには、むしろ名称から専門というものが落ちたほうがより好ましいということでご評価いただいたと。

ご質問の趣旨は２つだと思いますが、今回、大阪府障害者差別解消協議会ということがまずは出てまいりましたので、これについてもう少しご説明をいただいたほうがいいのかなと。役割とか、どのようなことをするのか。特に合議体で最終的なジャッジをするというのはこの部会でも議論してきたところなのですが、それ以外にどのような役割があるのか、少しご説明いただければと思います。

あと、事例の収集は来年の４月早々から始まるわけですが、誰がどのような方法でどのような事案を収集するのか、どこで分析をするのかというようなことについてもご質問がございました。いかがでしょうか。事務局よりお答えいただければと思います。

○事務局

はい。事務局でございます。障害者差別解消協議会の件でございますが、まずはこの協議会が担う機能といたしましては、これまでの議論の整理でご指摘いただいた合議体・個別事案の紛争、特に不当な差別的取扱いに限定するものですが、それの事案についてあっせんを行う合議体としての機能を、まず担っていただくということが第１点目になります。

第２点目といたしましては、先ほど委員からもございましたように、これまで同議論の整理でご指摘をいただいた、広域支援相談員がすべての専門性をカバーするわけにはいかないというところで、この協議会のメンバーから事案に応じてアドバイスをいただくという機能を想定しております。当然、協議会の中には学識経験者の方、法律の専門の方ですとかも入っていただきたいと考えておりますし、また各種障がい種別の代表をされる方も入っていただきたいと考えています。また、事業者側からは、なるべく幅広い業種・分野をカバーできるような、そのような委員の方に入っていただきたいと考えています。

そのようなことで、その個別事案ごとに必要とされる専門性についてそれを担当するというか、それをカバーしている協議会の方から、協議会の委員の方からアドバイスをいただきたいというのが２つ目の機能になります。

加えまして、３点目の協議会の機能といたしましては、これは法律の１７条で定められています地域支援協議会が想定されている機能になりますが、相談機関のネットワーク、連携作りというところで、相談事案のたらい回しや抜け落ち、谷間に落ちるというようなことがないように、相談機関のネットワークを充実していくための協議の場としても、この協議会を活用したいと考えております。

そのような意味で開催頻度につきましては、その個別事案がどの程度挙がってくるか、またその相談機関のネットワーク作りの議論がどのような頻度で行われるかということで、それによって変わってくるということで一概には申し上げられませんが、１つの考え方としては、その専門部会的なものを作って、そこで検討・議論していくということも考えられるかと思っております。

また、相談事例の収集の件でございますが、これは基本的に大阪府の広域支援相談員のところに挙がってきた案件、市町村から支援要請ですとか、もちろんダイレクトに大阪府に寄せられた相談ですとかというものが、まずは一義的に対象になろうかと思っております。

先行の条例策定自治体である千葉県でも、毎年度ごとにその相談事例の、全部で何件あったか、それはどのような性質のものであったかというような分析を行って、その中でも特に各事例をピックアップしてその対応はどうであったかということを、分析・検証しております。

そのようなことを千葉県の例などを参考にしながら、この広域支援相談員のところに挙がってきた案件を、少なくとも１年に１度は分析・評価をしたものを報告するというような形を考えております。以上でございます。

○部会長

はい。ありがとうございます。参考資料に付けていただいていますよね。内閣府から障害者差別解消支援地域協議会設置の手引きがあって、こちらのほうの１７条に基づいて組織することができるという規定を受けて、モデル的に考えられるとすれば、このくらいの機能があるものがフルスペックのものだろうという手引きだと思うのですが、大阪府のこれまでの条例並びに合議体に関する議論を踏まえると、どこまで機能的には広がるものですか。

○事務局

事務局でございます。本日お配りをしています参考資料、こちらにつきましては内閣府で、現在検討を進めている「障害者差別解消支援地域協議会設置の手引きの（案）」というものでございます。

この中では、この協議会、支援地域協議会の役割としまして、先ほど来申し上げました相談機関の間のネットワーク作りということももちろん入っておりますが、さらには個別事案の解決のためのバックアップですとか進捗管理、さらには一般施策、いわゆる提言というような機能も盛り込まれております。これはそのような意味で、部会長がおっしゃいましたように支援地域協議会として考えられるフルスペック、すべての機能を網羅的に挙げているというものかと考えております。

この中で、今度、条例の中で規定します大阪府の差別解消協議会がどの役割を担うかという意味におきましては、まずは先ほどご説明しましたとおり、合議体の役割として、個別事案の紛争について不当な差別的取扱いに限ってではございますが、個別事案の解決を行おうという機能、さらに相談機関のネットワーク作りという機能は、少なくともこの中では協議会の中でやっていただきたいと考えています。

加えまして、その一般施策の提言ですとか、体制整備、啓発・ＰＲなどの活動についてこの協議会が担うかどうかにつきましては、このまさに差別解消部会との役割分担、連携の仕方ということもあろうかと思いますので、今後条例が制定されたあとにその細かい部分を詰める中で検討していきたいと考えております。

○部会長

はい。ありがとうございました。よろしかったでしょうか。はい。そのほかご意見ございませんでしょうか。

はい、委員、そのあと委員お願いします。

○委員

今、委員のお話を聞いていても、身近で相談をどのように受けていくのかということになると、資料３－２でも、市町村という第１段階のところがとても大きな意味があると思うのですが。なかなか大阪府として市町村にどのように助言というのですか、命令ということはできないでしょうが、そこがやはり明らかにならないと、広域支援相談員も挙がってこないとわからないということになるのでは、少し全体の、大阪府全体としての事案がとても薄くなるのではないかと。

やはり一番最初にそれをグッと集めることが見直しの中身にもつながっていくのではないかと思いますので、その市町村での部分をどのように、条例とか、条例ではなかなか難しいかもしれないが、大阪府として捉えていくのかということも、少し明らかにできる範囲でしていただきたいと思います。

○部会長

はい。ありがとうございます。委員、続いてお願いできますか。

○委員

１つ質問なのですが、資料３の目的のところの四角の最後に、※印で「行政機関等における障害を理由とする差別の禁止に係る」というものがありますよね。服務規律の一環として定める大阪府職員対応要領で規定すると書かれてあるのですが、これについては、たとえば行政機関であったその差別事案のような形があったときは、それは服務規律の一環としてきちんと定めてあるので、それにかなった対応をしているかどうかというような、そのような意味なのでしょうか。

たとえば相談が挙がったときに、どのような対応をするかの１つの指標としてそれを考えるというような扱いになるのでしょうか。それが１点。

次に、皆さんのご意見をずっとお聞きしていましたら、とにかく法律が施行されるとスタートと同時に条例を定め、大阪府としての取組みというのを確認しながらやるほうがいいと。それは私も思っています。

ただ、３年後の見直しということが、あまりにもゆったりしているのかなというようなところの意見がいろいろ、それぞれの立場の考えで違ってくるのかと思うのですが、確かに今の世の中の動きなどを考えると、３年というのは非常に長いと私も感じます。

１年１年の取組みの検証というものをしっかりとやるということで、その中身にそれぞれ取組んでおられる皆さんがご検討されていたノウハウであるとか、そのような蓄積を活かすような検討の中身というものを、もう少し具体的なイメージ作りをしながら考えていければどうなのかと思います。以上です。

○部会長

はい。ありがとうございます。委員のご意見は、ご意見として頂戴させていただこうと思います。もし、それについてのご回答もあれば事務局よりご回答いただきたいと思います。

委員は１つは質問でございましたのでそれについてはお答えいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局

はい、事務局でございます。まず、委員のほうから市町村など身近な地域での解決が大事、そこが肝となるというご意見をいただきました。私どもも認識しております。そして、なかなか大阪府の条例の中で市町村は規定できないものでありますが、現在市町村に対しましても、大阪府が考えております基本的な考え方や相談体制のイメージ、このようなものを市町村説明会の場で説明を行っていきたいと考えております。

こちらは、先のこれまでの議論の整理におきましても、大阪府として基本的な考え方やイメージを市町村に対して示すことが大事ということをいただいております。

具体的な現在の予定ですが、１１月９日に内閣府の説明会が行われるということで聞いておりますので、それの報告も兼ねまして、１１月１８日に市町村説明会を行いたいと考えているところでございます。

続きまして、委員からいただきました対応要領でございますが、こちらも現在、国・内閣府を中心におきまして、対応要領の策定作業が進められております。こちらにつきまして、委員からこれが指標となるものなのかどうかというご質問をいただきましたが、現在、国の案におきましては、本文のところで、たとえば不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供の規定、そして監督者の責務・懲戒処分の規定、そしてまた相談・研修・啓発の規定が定められております。

そして、別紙留意事項という形でそれぞれ不当な差別的取扱いや合理的配慮の基本的な考え方、それとなり得る事例が記載されるような形で作成が進められております。

大阪府におきましても、こちら服務規律と一環となるものでございますので、障がい福祉室と人事課が共管で連携しながら、内閣府など国の対応要領（案）に沿いまして策定作業を進めていきたいと考えているところでございます。

こちらが次の第１７回差別解消部会の議題とさせていただこうと考えております。

○部会長

はい。ありがとうございます。本庁のというより、大阪府の関係機関はすべてこの対応要領の対象になるのですね。

○事務局

大阪府におきましても、そちらについて、現在所掌しております人事課と協議しながら、対象となる範囲も含めて検討を進めさせていただいているところになります。

○部会長

たとえば、大阪府の施設で差別的取扱いを受けたという相談がある場合には、それは市町村ではなく大阪府の対応要領に定める相談窓口へ行くのでしょうか。具体的な話でごめんなさい。

○事務局

事務局でございますが、そちらにつきましても、それがどのような大阪府の施設によるのかによって変わってくると思います。その点も含めまして相談体制もきちんと対応要領で考えることとなっておりますので、部会長からいただきましたことも念頭に置きながら検討をさせていただきたいと考えております。

○部会長

はい。ありがとうございます。そのほかご意見はございませんでしょうか。

○委員

すみません。

○部会長

はい、委員お願いします。

○委員

質問ですが、資料３の別紙についてです。

一番上のところに相談者（事案の当事者）と括弧書きで書いてあります。その下に※印があって１行入っています。「業者からの相談にも対応。ただし、あっせんの申し立ては障がい者等からのみで、不当な差別的取扱いにかかる事案に限る」と１行入っています。これは、府民がこれを読めば想像ができるような内容かどうかということで少し聞きたいと思います。

ろうあ者の立場でいいますと、ろうあ者が障がい者であるということで差別を受けた。それはおかしいという内容の範囲だけになるのか、障がい者の差別はだめだということで説明をして、たとえば事業者がわかるような説明をする、それが相談担当者の役割だと思うのですが、その範囲でしたら私たち聴こえない者としては少し足りないように思います。合理的配慮の不提供の部分はやはり強く出していきたいと思うのですが、どれを読んでも、合理的配慮にかかわる相手に対して説明をすると同時に事案を府民に紹介、広め、障がい者の特性はそれぞれ違いますが、それに合わせた合理的な配慮がありますというアピールが、府民に対しては大切だと思うのです。それがないと。そのことが条例に入るかどうかということを、少しここにかかわってお聞きしたいと思うのですが。

○部会長

はい。大事な点ですから、その点について事務局からお答えいただけますでしょうか。

○事務局

事務局でございます。合理的配慮の不提供事案についてどのように取り扱うかということのご質問かと思います。

まず合理的配慮の不提供につきましては、第１段階の市町村、さらには第２段階の大阪府の広域支援相談員のところで、その合理的配慮の不提供に関する相談事案・紛争事案があった場合にはそこできちんと対応させていただくと。そして大阪府の広域支援相談員も場合によりまして、その障がい者側と事業者側の間に入って、その調査、調整等を行わせていただくというところがこの体制のイメージとなっております。

さらに第３段階の大阪府障害者差別解消協議会の部分について、知事へのあっせんの申し立てが障がい者からあると。それにつきましては、これまでの議論の整理でもご議論いただきましたように、個別の合理的配慮の不提供についてあっせんというものがどうなのかというようなご指摘もありましたので、ここでは不当な差別的取扱いというものに限って、この協議会は受け付けるという形を考えております。

そのような意味で、ご指摘いただいた※印の部分の記述、第３段階の大阪府障害者差別解消協議会でのあっせんの申し立ては、障がい者等からのみであり、ということは事業者側は含まれず、さらに事案としては不当な差別的取扱いに係る事案に限るという形で記載させていただいております。

○部会長

はい。ありがとうございます。

それがわかりにくいのではないかというご指摘だったのではと思います。この図からだけで考えるとわかりづらいのではないか、あるいは、誤解を招くのではないかというご指摘だったと思います。

繰り返しになりますが、合理的配慮についての事案は、第１段階、第２段階で大阪府の介入の下、両当事者の建設的な話し合いの中で解決されるということになっており、多くの事案はそこで話がつくだろうと。どうしても話し合いが平行線に辿った場合に最終的に知事のあっせんとなるわけですが、あっせんについては、合理的配慮の提供義務が努力義務だということも踏まえて考えれば、勧告や公表というものには馴染まないということは、この部会で繰り返し議論をさせていただいてきたところだと思います。

はい。ありがとうございます。そのほかご意見。はい、委員、お願いします。

○委員

見直しの検討のところの施行後３年を目途として施行後の状況等を踏まえ、ということなのですが、この３年というのは３年を区切って見直しを行うと受け取られて、今話をされていると思うのですが、それは１年にしなければならない、２年にしなければならない状況もあると思うのです。３年以内で必要に応じてですが、たぶん他の状況を踏まえてということですから、国の部分もありますし、他の府県の条例の設置状況もありますので、少し３年というと３年が制限になりますので、以内にすれば必要に応じて１年あるいは２年になる可能性もあるというので、少しそれを入れられてはどうかと。私個人の意見です。

○部会長

はい。ありがとうございます。法改正の動向はおそらく踏まえておかなければいけないだろうとは思っておりますが、法施行１年で、この法律及び条例ではまったく差別解消につながらないということがはっきりしたような事態が起これば、そして府民あるいは府民の代表である議会で条例の見直しが必要だというご意見が出てくれば、動かざるを得ないとは思いますが。

やはり、法改正がどのようになるのかというところは少し見届けて工夫したいと思っているところだと思います。事務局よりご説明ございませんでしょうか。３年以内というのはどうだろうか。

○事務局

はい。事務局でございます。この分野に限らず、また条例に限らず、法律等でも必ず見直し・検討規定というものがいろいろと置かれておりまして、およそ５年を目途として見直し・検討を行うというような規定が、１０年前、２０年前くらいは多かったかと記憶しております。それが最近は、より早い見直し、時代の変化も早くなっているというところで、最近の法律の習性を見ますと３年というものが多いということかなと考えております。

当然、委員からご指摘がありましたように、これは施行後の状況を見て見直しを検討すると書いて、年限を書かない場合には期限はいつなのだということになりますので、５年なり、３年というそのような意味で期限、ある意味の目途ではございますが、期限を設けるという趣旨と理解しております。今回の条例につきましても、法律の見直しが３年を目途に見直しの検討を行うという規定が置かれていることを踏まえて、条例のほうでも、３年を目途に見直しの検討を行うという規定を考えているところでございます。

○部会長

はい。ありがとうございます。そのほかご意見ございませんでしょうか。

○委員

すみません。

○部会長

はい。委員、お願いします。そのあとで委員、お願いいたします。

○委員

すみません、先ほどの質問の続きなのですが、もう一度確認したいです。やはり、合理的配慮の不提供という言葉がありますよね。たとえば企業に対して努力義務になっています。けれども、努力義務というのは啓発をする必要があるとは思いますが、私たち障がい者にとっては行政と同じように、いずれは合理的配慮の義務になるような社会になってほしいということが願いです。

このようなことを踏まえますと、現在では、たとえば差別を受けた。差別はだめだということをきちんと相談をしてつないでいきます。その次は合理的配慮の不提供が考えられるのですが、きちんと合理的配慮を考えていくような文章といいますか、それをぜひ条例に、合理的配慮の不提供はだめだということを載せてほしいと思います。障がい者がその文章を見て「差別は間違っている。変えなければいけない」ということはわかります。そこまではわかりますが、個人個人にとって、では合理的配慮とはどのようものになるのかというあたりの、合理的配慮の不提供についてはどのようになるのか、やはり不安が残るわけです。

条例の中に合理的配慮の内容とか、いろいろな相談事業所などには精いっぱい努力をしてもらうような、そのような確認ができる文章がやはり欲しいと思います。それがないと少し歯が抜けたような条例になるのではないかと思うのですが。

○部会長

はい。２つ目のご意見。いかがでしょうか。

○事務局

事務局でございます。合理的配慮の不提供について「精いっぱいの努力」というような文章というところになるのですが、もちろん、姿勢としましては合理的配慮の提供を勧めていただきたいと、自主的な事業者の取組みとして勧めていただきたいという、大阪府の姿勢は当然変わらないものですが、それを条例、すなわち法規の中で「精いっぱいの努力」というところを書き込めるかというと、これはなかなか法規ですから難しいかと考えております。

そのような意味で、その部分についてはやはり、法規ではない実際のその運用という意味で大阪府の作りました障がい者差別ガイドライン等を充実させていくことによって、その事業者側に精いっぱいの努力を求めるというところは対応していきたいと。そこは少し、条例という法規の性質を持つ文章と、大阪府のガイドラインという性質の違いに応じて、そこは役割分担といいますか、カバーしていきたいと考えております。

○部会長

はい。ありがとうございます。ガイドラインがありますので、第１段階、そして特に第２段階、広域支援相談員がインフォーマルに調整するときには、他の事業所でこのような取組みがプラクティスで実践事例ありますよと。望ましい事例とすれば、御社であればこのくらいのことはご検討いただけるのではないかという形で調整をしていく。そのためにガイドラインがあるのだろうと思っております。

啓発というのは、事業者に対するその調整をしながらこのガイドラインを使っていただいて、事業者に啓発をし、より望ましい合理的配慮事例を参考に、御社でできることを考えていただくということを促すことが、今回の紛争の防止・解決体制の整備の中で、ねらいのうちの一つではないかとも思います。

そのほかございませんでしょうか。委員、お願いいたします。

○委員

私も同じような意見の合理的配慮についての線引きなのですが、たとえば相談者、当事者が、Ａさん、Ｂさんがおられると。Ａさん、Ｂさんが同じ差別を受けたと。その受けた内容は同じなのですが、たとえばその事業者が大規模な、規模の大きな事業者におられるＡさん。それから、事業者が小さい所におられるＢさん。このときに、今、合理的配慮というのは過重な負担になり過ぎない範囲というようなことでいわれておりまして、片や大きな規模の所におられるＡさんは、しっかり相手方が合理的配慮をしてくださったと。しかし、Ｂさんにとってはそれは過重な負担になるのでそこまでできません、というようなことも想定しないといけないと思います。

Ａさん、Ｂさんが同じような差別を受けているのに、片や判断するときに過重な負担になる、ならないで差別にならないようなことを考えて、線引きなり、義務化なり、どこかでその条例に線引きをしないといけないのかなという意見でございます。以上でございます。

○部会長

それは、条例の、法規の内容で盛り込むのか、それとも運用で線引きが可能となるような調整が必要だというご指摘でしょうか。

○委員

あとのほうの運用で線引きが必要だと。やはり法的な義務というところになると非常に難しいところがあるので、どこか一線をやはり運用の中で引くべきではないかと思います。

○部会長

はい。ありがとうございます。

ちょうど、３時半を少し過ぎておりますので、ここで休憩を取らせていただいて、何分再開にしましょうか。

○事務局

では、３時４５分再開でよろしいでしょうか。

○部会長

はい。４５分にまた再開してこの議論を続けたいと思います。よろしくお願いします。

（休憩）

○部会長

はい。それでは再開いたします。そのほかご質問などございませんでしょうか。

今回、平成２８年度４月法施行に併せて制定される大阪府の差別解消推進のための条例の一つの特徴は、法律を補完するために市の相談体制を位置付けた上で、大阪府の支援の体制を整備したというところに一つ特徴があると思うのですが、大阪市そしてこの市町村の役割などについてどのようにお考えなのか、少しオブザーバーに話を伺いたいのですが、いかがでしょうか。

○オブザーバー

市町村として、対応すべき内容。もちろん、相談支援機関として基本的に市町村ということで事業をやっておりますし、そのあたりについての既存の相談支援機関を活用した体制整備の問題や、たとえば職員対応要領の整備、市町村として努力義務の部分であったとしても整備していかなければいけない部分について、大阪市の場合、その部分については、現在検討しているという状況です。

市町村として、この会議に私はオブザーバーで参加をさせていただいておりまして、少し気になる点といいますか、確認させていただきたい点もございますので、少し端的にお伺いもさせていただきたいと。

大阪府さんにお伺いさせていただきたいという部分があるのですが、たとえば参考資料１の６ページの部分、論点整理のところで「市町村が対応できない部分について、府がどのように関わるのかがポイントになる」。大阪府は、地域の基盤の相談機関等だけでは解決が困難な事例やこのような対応事案を取り扱うということで書かれております。だから、ここで書かれているところについて、資料３の別紙等でいろいろ資料をお付けいただいているのですが、これが、このフレーズが担保できるような実際の体制なり、運用となっているのかというところが、大阪市だけではなく府下の市町村は気になっているところだと思います。

その上で確認させていただきたいのですが、市町村で対応できない事案は大阪府さんで対応していただけると。政令市も含めてですね。そのようなことでいいのかまず確認させていただきたいのですが。

○部会長

はい。よろしくお願いします。

○事務局

はい。まさにこれまでの議論の整理でご議論いただいたように、まずは市町村で相談を受けていただいて、それでも対応できないものについては、大阪府に、先ほどのスキーム図でいえば支援要請という形でお話をいただいて、大阪府としてはバックアップ支援、助言に入っていくということを考えております。

○部会長

政令市の取扱いは。

○事務局

もちろん、政令市も含めてです。

○オブザーバー

ありがとうございます。委員の意見書の裏面の中段くらいに「不当な差別的取扱いなのか、合理的配慮の不提供なのかを明確に分けることは困難です」と。「その場合、調査、あっせんに合理的配慮の不提供事案を含めない理由はありません」。私、ここに非常に同感しております。

資料３の別紙のイメージ図で相談者等から相談を受けるのは、まずは市町村となっております。市町村といたしましては、委員のご指摘もありましたが、「あなたは相談者等ではありませんので」とか「あなたのこのケースはあっせんの申し立てですよ」とか、「このケースは不当な差別的取扱いに係る事案ではありませんので」ということで、１の相談を受けつけませんというわけにはいかないですよね。

どのような相談であるにせよ、市町村としてはまず話を聞くわけです。ただ、そこから大阪府のほうに、支援につながるところでという段になったときに、不当な差別的取扱い方の事案に限るという、段々入口が狭くなっていくというところが非常に気になるということです。

この間のご説明の限りにおきますと、少なくとも広域支援相談員さんの受付対応レベルでは、差別的取扱い事案に限られたものではなく、合理的配慮の不提供事案に係るものも含めて採用していただけると。

そして、２－１の矢印のところでは、広域支援相談員から市町村への矢印のところでは、先ほど事務局から助言というというお話がありましたが、助言だけではなくて、意見聴取・調査・調整も含めて対応していただけるということで、この点はよろしいでしょうか。

○部会長

いかがですか。

○事務局

まず、少し誤解があるといけないので念のために申し上げておきますが、当然、この資料３の別紙で書かせていただいている第１段階、市町村のレベルでの相談。第２段階、大阪府の広域支援相談員での相談対応、これについては不当な差別的取扱いのみならず、合理的配慮の不提供に関する事案についても、きちんと相談にのっていくというところはご理解いただいているかと思います。

市町村から相談をいただいて大阪府のほうに来たものにつきましては、当然、差別の問題、プラスアルファこれまでの議論の整理の中でもご指摘いただきましたように、生活上の問題等も入っている場合もありますので、そのような場合には、個別事案に応じて市町村と連携を取りながら対応していくと。その中にはもちろん、広域支援相談員が両当事者の間に入って調査・調整をしていく。特に合理的配慮の不提供については、現実的な話し合いによって民間事業者の対応を促していくということを考えております。

また、委員のご意見の部分について同感されているということなのですが、そこはまた大阪市として、事業者に合理的配慮の提供を義務付けていくかどうかを確認いただければと思います。

○オブザーバー

ありがとうございます。実際に市町村の相談のレベルでは、あっせんの申し立てなのかそうではないのかとか、合理的配慮と差別的なものが複合しているようなものとか、さまざまなレベルがあると思いますので、機械的に対象とします、対象としませんというような相談の対応は、現場レベルではならないということについてぜひともご理解いただきたいと思っております。

広域支援相談員のレベルでは、合理的配慮の助言だけではなく、意見聴取、調査、調整も含めて各市町村にご支援いただけるということで理解させていただいております。

ただ、大阪府の協議会では、差別的な事案のあっせん案ということで挙げるということですから、少なくとも大阪府域における合理的配慮における市町村レベルでの解決困難なケースの最終的な機関ということでは、大阪府の広域支援相談員のレベルという理解をさせていただいているのですが、それはそれでよろしいでしょうか。

○部会長

はい、いかがでしょう。

○事務局

質問のご主旨が少し理解できていないところがあるのですが。当然、たとえば大阪市に相談が寄せられてきたものが大阪市で解決できないという場合、大阪市は大きな市なので業界団体等もあろうかと思いますが、その連携においても対応できないという場合には、大阪市のほうから支援要請が大阪府のほうに来て、それを踏まえて広域支援相談員が支援していくということが、合理的配慮の不提供についてはそのような形を考えております。はい。

○オブザーバー

ありがとうございます。大阪市だけではなく、府下の市町村の状況もありますので、代弁してここに座らなければならないと思っていますので、確認をさせていただいています。

当然、市町村で対応すべき部分は責任を持って対応しなければならないのですが、気にしているのは、市町村でも対応できません、大阪府でも対応できませんということで、いわゆるエアポケットにはまるようなことがないように、そこはバックアップをよろしくお願いしたいという主旨でございます。

だから、たとえば、大阪府で年度内に市町村向けの実務ケースの処理も含めたマニュアルを整備していただけるなどという部分もご配慮いただけたら、市町村としてはありがたいと思っております。

ちなみに、参考資料では、地域協議会の合議体とは別のものとしてというフレーズもございましたが、本日の説明ではこの地域協議会が合議体ということで、あっせんを提示するということで、イコールという理解でよろしかったでしょうか。もし、私が少し意味を取り違えているのであればお教えいただきたいのですが。

○事務局

はい。従前より繰り返しご説明していますが、大阪府の障害者差別解消協議会が、合議体の、いわゆるこれまでの議論の整理における合議体の役割を担っていただくということでございます。

○部会長

だから、イコールではない。そこの部分は。

○オブザーバー

イコールではないですか。

○部会長

合議体による判定というのは、そして、知事による事実の公表あるいは勧告というつながる部分は、何といいましょうか。地域支援協議会の機能ではない。そうですね。

○事務局

すみません。補足させていただきます。そのような意味でこの個別事案の紛争体制、紛争解決の体制というものは、まさに大阪府の条例で独自に位置付けたものになります。

○オブザーバー

また、いろいろ教えていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○部会長

ちなみに大阪市は条例を考えておられるのですか。

○オブザーバー

現在、具体的な条例ということでは考えておりませんが、まずは大阪市エリアも含めた、政令市エリアも含めた大阪府の条例ということでご検討いただいているということですから、実効性がどこまで担保されるのかということも十分見極めながら、大阪市として何ができるのかということについては、状況は注視していきたいと思っております。

○部会長

はい。ありがとうございます。そのほか。はい、委員。その次に委員お願いいたします。

○委員

少し話が戻って申し訳ないのですが、先ほどから見直しという話がありました。実はこの見直しということと、私たちが言っていることと少し違うのではないかと気がついたのですが、実は委員の資料を見ていますと「見直しというより追加ですので」と書いてあるのですよね。２ページ目の３分の２くらい。

私もどちらかというと、その条例の中に各分野別のいろいろなことがきちんと盛り込んだものがフルスペックといいますか、そのようなものだと見ているものですから、どうも今言っている相談支援体制だけでは、３分の１くらいしかできていないような感じがするもので、そのこと自体を「見直し、見直し」と言っているので、どうもこの大阪府の事務局で考えられている見直しというのは、今書いていることの見直しのような部分があるのかと思いまして。

実はガイドラインの内容のようなことを条例に盛り込んでいくべきではないのかと、われわれずっと考えていた部分があるものですから、そのあたりで少し議論がすれ違っているかもしれませんと思って、今、発言させていただきました。以上です。

○部会長

はい。ガイドラインは何が差別にあたるのか、具体的に説明したものを物差しで作ろうとしております。このようなものをさらに法規の形で取り込む条例もあるのではないかというご提案だと思うのですが、いかがでしょう。３年後の見直しというものはそこまで含まれるのかな。

○事務局

事務局でございます。資料１の話に戻りますが、資料１でも条例の今後の成り行きといたしまして②で「より充実した内容に向けて」ということで検討を行っていくという形で記載させていただいております。これは当然、委員のおっしゃるところの追加的な要素、まさにその法律の内容を超えたりする部分についての検討も含めて考えております。また、ガイドラインの内容をその条例に入れるというようなご指摘があったかと思うのですが、まさにその条例は法規になりますので、専門用語でいいますと「必要的法律事項」と「任意的法律事項」というものがございまして、「必要的法律事項」につきましては、国民の権利義務にかかわるようなことを規定する。それがまずは法規としての性格を持つものと。さらにそこに任意的なものとしてどこまで書けるかというのは、まさに立法事実、それを書く必要性があるかどうかというところが厳しく問われてくるということになっておりまして、その必要性、立法事実の部分を見極めるために、施行後の相談事例の集積、その評価・分析、課題の抽出というものが必要ではないかと考えているところでございます。

○部会長

はい。ありがとうございます。それでは、委員、いかがでしょう。

○委員

先ほど委員からも、合理的配慮についてきちんと条例で規定するべきではないかという意見をいただいております。私も同じ意見でして、先ほどから出ております委員の意見書でも、この不当な差別的取扱いについて、やはり合理的配慮がどこまでできるのかということと結びついているという議論があると思います。

今回、あっせんの申し立てで不当な差別的取扱いに係る事案に限ると、いうような形でなりますが、やはりその中の議論では、どこまで合理的配慮ができるのかということが内容にかかわってくると思います。

たとえば、あそこの事業所はこの環境整備ができるはずなのにそれをしていない、それが合理的配慮を提供していないということなのですが、それでほかの人は利用できるのに私は利用できないということは、これは不当な差別なのではないかという形で知事へのあっせん申し立てをしたときに、それを対象とするのかどうかということですよね。

だから「不当な差別的取扱いはいけませんよ」というようなあっせんだけで事足りるのかどうかということは、やはり現場に出てくると思うのです。そのような意味では、「不当な差別的取扱いに係る事案に限る」ということはそうなのですが、そこに合理的配慮の問題がかかわってこないということはないと思います。

そのような観点も含めて、先ほど委員もおっしゃっていましたが、条例の中で、やはり、差別の定義ということをきちんと謳う必要があるのではないかと思います。

ガイドラインの中では「差別的取扱いとは何か」、「合理的配慮の不提供とは何か」ということを端的に説明しております。これは解消法の８条にもつながることですが、その差別的取扱いとは何かということ。合理的配慮の不提供とは何かということを、やはり条文として入れる必要があるのではないかと思います。

その条文のところ、やはり解消法でも「事業者は義務ではない」と書かれているのではなくて、努力義務として書かれている。「努めなければならない」と書かれているので、努力しないとやはりいけないという義務なのですよね。だから、努力義務なので別にやらなくていいということではなく、努力しなければならないという義務が課されているのだということを示すためにも、やはり条文でその定義を入れておくべきではないかということを思います。

もう１つは、委員からガイドラインとの関係が出ましたので、私もガイドラインの位置付けを条例の中で位置付けるべきではないかと思っています。

ほかの均等法とかでは、あとは「指針に定める」というような形で指針に委任しているというところがあると思います。それらと同じように具体的な取組みについてはガイドラインで定めるというような形で、ガイドラインを条例に位置付けられないかということを考えます。

今の大阪府のこの概要案では、ガイドライン等による啓発活動を行うという、啓発だけに活用が限られていると思います。このガイドラインは、差別の未然防止と差別が起こったときの対話や理解のツールにするのだというようなことを定められているのですね。そのような意味では差別の未然防止、啓発だけではなく、本当に差別が起こったときの話し合い・対話、そのようなところに活用していきますので、相談の中でもやはり活用していくべきものだと思います。そのような意味では、この条例の取組みを具体化するためのガイドラインなのだというような、ガイドラインの位置付けを条例に入れることができないかと思います。

以上、２点、意見を述べさせていただきます。

○部会長

はい。意見でよろしいですか。

○委員

はい。意見でいいです。

○部会長

はい、ありがとうございます。ガイドラインの中では、差別の定義はかなり具体に法律上の定義に近い形で書き込んでおりますので、何とか中に入れられないかとか、あるいは理念の中でガイドラインの考え方を入れられないかなど、課題はありますが、法規との調整もあって、これまでの大阪府での条例のあり方で最終的な調整とか修正がありますので、宿題として取り扱わせていただこうと思います。

委員、今回、条例の中でどこまで書き込めるのかという問題と、あっせんの事案で合理的配慮がかかわるケースをどのように扱えばいいのか、少し法律家としてご意見をいただければと思うのですが、いかがでしょう。

○委員

法律家としてといわれると少し困るところではありますが。

すみません。本日は所用で１時間程度遅れて来ましたので、前半でどのような説明と議論があったのか熟知しておりませんので、重複になるかもしれませんがお許しをいただきたいと思います。

拝見した骨子という形で本日出てきておりまして、それを見た限りでは、平成２８年４月という施行時期を考慮して、法律の仕組みを踏まえた上で議論の整理を活かすような条例の骨子（案）なのかと思いました。

以前からその第３段階について、不当な差別的取扱いに限るか合理的配慮の不提供に係るケースも取り扱うかということは、ずっと議論になってきたところで、やはり法律上の仕組みとの、つまり法的な義務か、努力義務かといったようなところとの整合性というものを考えると、条例というこの大阪府の法規のレベルでは、そこは一定の釣り合いというか整合性を取らざるを得ないのかなと思います。

しかし、これまでのやり取りの中で示されているように、実際のところは両者ミックスしていろいろと出てくるでしょうから、そこは第１段階・第２段階では当然両方対象になってくるということで、そこは仕組みの上でも両者分け隔てなく取り扱われることになることは間違いない。

その上で、第３段階のあっせん申し立てが、これもなされるかどうかというのは、実際そのケースによりけりで、それまでの第１段階・第２段階で話が済めば結構なことなのですが、どうにもこうにもならないというときにあっせん申し立てということになるのだろうと思います。しかし、やはり形式上、協議会が不当な差別的取扱いに係る事案だというのでなければ、結論的にはそこは対象外ということにならざるを得ないとは思いますが、そこでそのあっせんの申し立てがあったときに最初からはねのけるのであれば、実際にはねのけられるかどうかということがよくわからないケースがほとんどだと思いますから、そうすると実際に調査に入った上で、あっせん案としてどのようなものが考えられるのかということもいろいろ考えた上で、最終的な結論をどのようにするかということになるだろうと思いますし、場合によっては、そのような第３段階のところに事案が来たことで当事者間でまた話がまとまる可能性も、なきにしもあらずかもしれません。

そのあたりは今、部会長が言われたように実際の運用次第というか、やってみないとわからないと。まさにやってみないとわからないからこそ、やってみた上でこの仕組みで十分たるかどうかということを検討しようということなのかと思っております。

その３年という見直しの件もありましたが、そこは１つの目途ということですので、もっと早くに手直し、あるいは追加が必要だということがあれば、別に３年を待つ必要もなかろうと思います。

今後のスケジュールというか、本日示された条例の骨子というかイメージ図というところで、実際の条例の条文という形ではまだなっていないわけですよね。

たとえば今後の法スケジュールを見ますと、２月議会にこの条例（案）を上程するということになっていて、１７回目の部会が１２月。１８回はその府議会に条例（案）が出たあとというような構想だったかと思いますが、そうしますと、すみません、このあとも説明があったのかもしれませんが、その条例（案）そのものについて、この部会で検討するというか議論する機会はあるのでしょうか。ということが１つお伺いしたいと思いました。

○部会長

はい、いかがでしょう。条例（案）についてということだと思います。

○事務局

本日、お示しさせていただいた条例の目的ですとか、条例の概要につきましては、これまでの部会での議論を基本的に落とし込んだものを提示させていただいたと。

今後、また第１７回の差別解消部会では、庁内の調整等でその条文の内容がどのようになっているかというところを経過報告をさせていただければと思っているのですが、その規定案、どのような条文にするかという部分につきましては、多分に立法技術的な要素がありまして、そこは最終的には大阪府として議会に提案させていただく条文として妥当かどうかという観点からの審査等も入りますので、基本的には大阪府にお任せいただければとは考えております。

○部会長

条例骨子（案）というものは具体にはどのようなものをイメージすればいいのですか。

○事務局

条例骨子（案）というものは、条例で書くべきものの条例そのものではないのですが、このようなことを規定しようと思っています、ということを表した資料で、条文そのものの完成形というものではない。

○部会長

その骨子（案）は１７回のこの部会でご説明はいただける。

○事務局

そこは少し、今後どの程度条例骨子（案）に向けて庁内の調整が進むかというところ次第でもございますので、あえてこの資料２では条例（案）の進捗状況についてご報告という形で書かせていただいているというところでございます。

○部会長

はい、環境が揃えば条例骨子（案）が出てくるかもしれないということですね。

平成２７年１２月からパブリックコメントでは条例骨子（案）をかけるのですか。

○事務局

事務局でございます。そこのところはこの差別解消に関する条例だけではなく、これまで従前、大阪府のほかの条例で行われているパブリックコメントを参考にしながら、これまでの例を見ますと、条例骨子（案）ですとかそのようなもので行われるということも聞いておりますので、それを踏まえたものとしてこのような表現にさせていただいているところになります。

○部会長

はい。１７回の日程にもよるでしょうが、可能であれば条例骨子（案）を提出いただければ幸いでございます。よろしくお願いいたします。

そのほか。

○委員

はい。

○部会長

ごめんなさい、はい、委員。

○委員

すみません。少し小さなことなのですが、相談を受けていて一番困ることが、話し合いを拒否されることなのです。

ここにはそのような想定はないのですが、たとえば障がい者からの相談があり、事業者側に状況とかそのあたりの話をしようとしたときに、事業者が話を全部シャットアウトしてしまうといった場合、実際に何が起こっているのかすらわからない状況で対応していくという、あくまで相談ベースですから、そのあたり非常に難しさはあると思うのですが、その辺の想定というようなものが、条例等にあるのかないのか。そのあたりがいかがなものかということが、はい。

○部会長

はい。いかがでしょうか。それは第１段階ではなくて第２段階ですよね。

○委員

いいえ、１でも２でもあると思います。１段階でなければ、広域支援相談員のほうにかかわって一緒にというようなこととか、広域相談員かというような、そこはまたいろいろな調整が入ってくると思うのですが。おそらく、両方にかかることはあると思います。

○部会長

大阪府の条例で、市町村の中の福祉体制の調査権限までは書けないでしょうから第２段階。

○委員

そうですね。はい。その広域支援相談員の中に下りてきたものについてということで。

○部会長

はい。いかがでしょうか。どのような取扱いになるのでしょう。調査に応じないということになった場合。

○事務局

はい。委員ご指摘の件は主に合理的配慮の不提供事案のことを想定されているのかと思うのですが。そのような意味で法律での「努力義務」と。事業者については努力義務ということで、自主的な主体的な対応が望まれているという規定との整合性の中で、その話し合いのテーブルに付かないというところをどこまで強制というか、できるかと。そこはたとえば知事の勧告ですとか、さらには公表という事実上のサンクションを、どこまで事業者側に課すことができるのかというところとの兼ね合いになってくるかと思います。

委員のご指摘は最もだと思いますので、今後検討したいと考えております。

○部会長

はい。ありがとうございます。はい、どうぞ。委員、お願いします。

○委員

失礼します。

相談の中で差別の事案で、先ほど委員が話し合いを拒否されたときというような形で出されましたが、合理的配慮もそうなのですが、差別的取扱いで、たとえば「もう乗れませんよ」と言って車が走り去ったとかいうような事例があったとしても、なかなかその事実を認めてもらえない。訴えているほうはそうだったのに、社内で確かめると「そのような事実はない」と言われるとか、そのような入口のところから話が進まないという事例もありますので、差別的取扱いについて、差別ではないかということについてなかなか対応してもらえないというようなことがあるのではないかと思います。

そのような意味では、この条例に基づいて私たちは確認をさせていただいていますというような形で、やはり条例の力とガイドラインの力で何とか話し合いのテーブルに付いていただけるような、そのような形につなげていきたいと今の議論で思いました。

あと、先ほど出ていました条例（案）の骨子なのですが、私は、やはり条例（案）の骨子を出していただいて議論をしたいと思うのです。やはり私もそれを質問しようと思っていたのですが、ぜひ、パブリックコメントにかけられているのならば、その内容もここのところで議論をしていただきたいと思います。

その条例（案）を作るに向けて、私が思うところを何点か意見として述べさせていただきたいと思います。

１つ目はこの資料３の右側の「目的」のところなのですが、やはり条例についての理念的なものや目指すべきものというようなことを、きちんと条例の中で条文に書いていただきたいと思います。そのような意味では、この目的のところが法律の解消法の「相談」と「啓発」について定めますと。それによってともに生きる大阪、共生社会を作りますというようなことが書かれている。共生社会を作るという目的、理念があり、この法律では、今回啓発と相談体制を規定しているのだというような形で、まず理念が先にあって、目指すべき共生社会があり、そして今回この条例が、「今回」というものが書けるかどうかはわかりませんが、私の気持ちとしては、今回はここの相談なり、相談の体制整備なのだというような形で、理念的なところを条文で書いていただきたいというようなことを思います。

それは、先ほどからずっと委員も言われていて私も同感なのですが、フルスペックの条例ということを考えた場合に、目的のところからこの部分だけですよという意味ではなくて、きちんと理念があり、共生社会を目指すのだということがあって、そして本条例ではこの部分を規定しますというような形での理念を書くということができないかどうか、ご検討いただきたいと思います。

それから２つ目は、この下の概要の３「啓発活動」のところです。啓発活動という形で書かれていますが、特に相談員への研修や事業者の間での研修など、いろいろなところで研修ということが必要となってくると思います。しかし、その研修というものを条例の条文に入れるかどうかは少し検討していただきたいと思うのですが、この啓発活動の中に、やはりきちんと研修をしていくとかということを位置付けられないかということを思います。

その意味では、事業者が啓発の中で研修活動をきちんとやっていくということを位置付けていただきたいと思います。もしも条文にならないのであれば、啓発活動とは研修、広報活動を含むのだということを、解釈の中で入れていただけないかと思います。

あと、最後に先ほど委員から相談集約のことが出されておりまして、大阪府の広域相談で広域支援相談員が扱ったものというような形での説明があったと思うのですが、市町村での相談状況ということも集約できないかと思います。そのような意味で答弁されていたのでしたら結構なのですが、大阪の人権相談は、大阪府の相談窓口として私どもが受託しているもので年間６００件、実件数ですね。実件数で６００件というような集約がありまして、市町村の人権相談窓口で集約したものが約８万件あります。それは件数の集約でして、あと、特徴的な相談事例ということを集約して、いろいろな相談事例研究会に活かしたりしています。

そのような意味では、市町村で行われている相談状況というものを集約することも全体を見る上で必要ですし、また、その中で特徴的な相談事例ということを集約するということが、やはり次の課題につながっていくと思いますので、そこは条例の条文で書くというものではありませんが、具体化するときの意見として検討していただければと思います。以上です。

○部会長

はい。ありがとうございます。委員、いかがでしょうか。ご意見がもしございましたら。

○委員

すでにもう委員の方々からご意見のほうが出尽くしているのかなという感じですから、私があれこれ言うことがあるのか少しなかなか疑問もありますが。

１点、この間のお話をお伺いしていると、おそらくこれから大阪府が作るであろう条例の目的のところで、その法１４条と法１５条に基づいて条例を作るのだという形で限定してしまうというのは、やはり今後の見直しとの関係でいうとやや狭いのかなという印象を持っています。

これもやはりこの間の議論でも出てきたところですが、おそらくガイドラインというものは法１５条の啓発活動をやっていくために作られたものではない。たとえば先ほど部会長のほうからもご意見ありましたが、たとえば広域支援相談員が調整をするときに、事業者に対してたとえばこのようなガイドラインがあって、ガイドラインではこのように書かれている、だから、たとえば両当事者間で調整を図っていくときの１つの物差しとしてガイドラインが機能していくとそのようなこともありますので、そのように考えていくと、法１４条との関係でもガイドラインは機能していく。もちろん、それだけではないと思いますが。

その意味でやはり差別解消法を具体化するために条例を作っていくという形で規定するほうが、差し当たりは今後の見直しとの関係ではいいのではないかと、これは今日、お話を聞きながら思っていたところです。

あともう１点。これはやや細かい話といえば細かい話で少しご質問したいことなのですが、資料３、あるいは資料３の別紙のところとも共通しますが、資料３のほうでいいますと、１の相談、紛争防止・解決の体制整備の（２）の障害者差別解消協議会のところで、あっせんと助言を行うとなっていますが、このうち助言というものは、これはあくまで広域支援相談員に対する助言とこのようになっていて、やはり別紙のほうの図でも、助言というものはこれは広域支援相談員に対する助言だという整備がされています。これは、既存の条例を見ていると、あくまでその既存の条例では障がいのある人があっせんまたは助言を申し立てて、それを受けて合議体に相当するものがあっせんまたは助言を行うと。このような格好になっていたかと思います。

手元にある、千葉県と熊本県の条例でしか少し確認できておりませんが、そうすると、たとえば既存の条例では合議体に相当するものはあっせん案の提示だけではなく、障がいのある人に対する助言を行うという整理がおそらくされているのだろうと、このように考えるのですが、その点、今回の大阪府の条例（案）では、助言というものはあくまで広域支援相談員に対して行うものだという整理をされているのかどうかという点だけ、少し確認させていただければと思います。

○部会長

はい、いかがでしょうか。

○事務局

事務局でございます。今の委員からのご指摘の、協議会が行う助言またはあっせんの件なのですが、他府県の条例を見てみますと、そのような規定が確かにございます。その場合、その助言とあっせんについてまさにどのような違いがあるのか、法的効果があるのかというようなことは、今後その条文を詰めていく中で検討していきたいと考えています。

○部会長

はい。ありがとうございます。そのほかご意見、ございませんでしょうか。はい、どうぞ。委員、お願いします。

○委員

皆さんの話を聞いて「ああ、そうだな」とたくさん思っています。委員が言われたことや、委員が言われたことと少し通じるところがあるのですが、私どものほうは、やはり地域での相談がとても大切だということで、私どもの属している市では対応ガイドラインを今作っているところなのです。そしてほぼ出来上がりつつあります。その中でやはり障がい者差別解消部会というものがあるわけなのですが、その市においても作るわけなのですね。そのところで協力しながらやっていくときに、具体的に先ほども相談の内容ですね。どのような事例でも相談を受けたところから始まって、それを収集・分析していくところでやはり必要になってくるものが、各市においても統一できたほうが、ただ、広域相談員に挙がってくるだけではなく、各市のところも同じように、差別解消法などと一緒にできればいいなというようなところがあるのです。

それで、大阪府の障害者差別解消協議会の中に、メンバーだとか地域支援、ネットワーク、連携などを言っておられますが、具体的にどのようなものが入ってくるのか、イメージというかそのようなものを次回にでも示していただければと。それを参考に、また地域でどのような体制が作れていくのか、相談体制というのは、地域の身近なところというのはとても大事だと思うのですね。そのようなことがありますので、よろしくお願いしたいと思います。

○部会長

はい。ありがとうございます。それではよろしいでしょうか。

○委員

すみません。

○部会長

はい、委員、お願いいたします。

○委員

お願いがございます。

先ほど部会長がおっしゃったように、条例の元になる内容、条文をそのままうつのは難しいですが、骨子だけでも皆さんに示して欲しいと思います。私たち障がい者の仲間からすると「障がい者抜きで勝手に決めるのは困る」という、今までずっとそのようなことがございます。障がい者も一緒になって、当事者も一緒になって、わからないまま決めてもらうというのはやはりいい方法ではないと思いますので、次の部会で必ず骨子（案）でもかまいません。または、先ほどお伺いしたときに、質問したときに、合理的配慮の不提供についての文章も、ガイドラインの運用というお話がありましたが、そのようなこともございましたので、条例の内容が決まったあと、ガイドラインなどといろいろ組み合わせていくような全体的な取組みのイメージをいただきたいと思います。

○部会長

はい。ご要望、ご意見であったと思います。最後に私からもやはり１つ。

提言をまとめましたよね。提言で取組みの理念はこの差別解消の共生社会を目指すということがありますので、そこは条例でおいても、今回の条例の目的であります１４条・１５条の体制整備にあたっても、そこが基本理念だということは、可能であれば条例の最初の考え方のところに入れておいていただきたいと思います。ご検討よろしくお願いいたします。

あと重ねてですが、スケジュールが許せば、条例骨子についてもこの部会でご紹介いただきたいと。そして、皆さま方のご意見をいただきたいと思っています。

ただおそらく、法務と並行して作業が進んでいくようなスケジュール日程になっていますので、その後修正が、ここでの意見とは離れて修正があったりするかもしれないということもご了解いただいた上で、スケジュールが許すのであれば、ぜひともこの部会にかけていただくということで私のほうからもお願いいたします。

はい。それでは少し早いのですが、このへんで本日の議事を終了したいと思います。

お手元に差別解消シンポジウムのチラシを配布させていただいております。こちらは大阪府と大阪府立大学の協働による啓発の取組みでございます。今後このような形でセミナーなどを大学としても開かせていただき、啓発にご協力させていただきたいと思っているところです。

今回のパネルディスカッションのメンバーにつきましても、ご案内のとおり、こちらの委員の方々にご協力いただいて、この部会の内容も踏まえたパネルディスカッションができればと考えているところでございます。

条例の必要性であるとか条例制定後の大阪府内の課題などについて、皆さまと認識できればよいという趣旨でございます。もし、お時間が許す限りで結構でございますので、ご参加いただければ、あるいは広報・周知いただければ幸いでございます。

それでは、大変長時間にわたるご討議ありがとうございました。事務局にマイクをお返しいたします。

○事務局

はい。部会長、委員の皆さま、ありがとうございました。

なお、ただ今部会長からご紹介のありました「障害者差別解消法シンポジウム」におきましては、１１月４日１４時に報道提供をさせていただく予定でございますが、平成２７年１２月２日に大阪府立大学のI-siteなんば（アイサイトなんば）をお借りしまして行う予定にしております。委員以外の皆さまにおきましては、受付の所にチラシを置いておきますのでご自由にお取りいただければと存じます。

それでは、本日の意見も踏まえまして、法施行に向けて大阪府としましては準備を行ってまいりたいと思います。

次回は主に大阪府における職員の対応要領などにつきましてご議論いただく予定です。その際はよろしくお願いいたします。

それでは、以上を持ちまして本日の部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

（終了）